

令和3年度事業計画

1 みどりまちづくり事業

- ・都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業〔定款第4条第1項第1号〕
 - ア 調査研究およびその成果の普及
 - イ 普及啓発
 - ウ 相談、助言および援助
- ・練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援〔定款第4条第1項第2号〕
- ・区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業〔定款第4条第1項第3号〕

(1) みどりのまちづくりセンター事業

練馬区民が住み続けたいと思えるような快適な生活環境と豊かな地域社会を実現するため、みどりのまちづくりセンターは、区民・事業者・行政をつなぐ立場から区民の主体的なまちづくり活動の育成に取り組み、協働によるまちづくりを広げます。

みどり・景観事業は、練馬区の貴重な資源であるみどりや景観を守り育むまちづくりを区民とともに進めます。また、つながるカレッジねりまを通じて、みどり活動に関わる人材を育成して登録・紹介するなど、新たな仕組みづくりに取り組むことにより、みどりを育むムーブメントの輪を広げます。

まちづくり事業は、まちづくり活動助成制度を見直し、良好な生活環境の保全・創出に取り組む活動団体への支援を充実します。また、これまでに培ってきた情報発信のノウハウやワークショップ運営のスキルを活かし、防災まちづくり等に取り組みます。

① みどり・景観事業の推進

豊かなみどりに恵まれた練馬区の環境を未来につなぐために、区民の地域のみどりへの関わりを深め、みどりを守り・育てる活動を更に広げます。また、景観整備機構として、協働による景観の保全育成に取り組みます。

	取組	内容
1	憩いの森等を保全する活動団体の育成	<ul style="list-style-type: none">・憩いの森等の貴重な樹林地の保全育成活動に取り組む活動団体の育成・自立した活動団体への側面支援や、団体間のネットワーク形成に向けた交流会等の実施
2	地域のみどりを地域で守り育てる仕組み構築支援	<ul style="list-style-type: none">・地域の落ち葉清掃活動の啓発や創出に向けた試行・保護樹林・樹木所有者と活動団体等とのマッチング方法の検討
3	つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営	<ul style="list-style-type: none">・「コミュニティ・ガーデナーコース」の運営・「ねりまの森サポーターコース」の開講に向けた調整
4	カレッジ卒業生と既存団体とのマッチング	<ul style="list-style-type: none">・ガーデナーコース受講生を卒業後の活動へと橋渡しするための準備
5	みどりを守り育てる人材の登録・紹介の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・みどりを守り育てる人材の登録・紹介の仕組みの検討と事業周知に向けた準備
6	景観形成支援	<ul style="list-style-type: none">・景観に関する区民の意識啓発・協働による景観まちづくり活動の普及・景観まちなみ協定制度等の情報発信

② まちづくり事業の推進

良好で安全・安心な都市環境づくりと公共施設等の魅力的な活用を進めるために、地域住民主体の地域のまちづくりを担う団体等の育成に取り組むとともに、区民・事業者・行政をつなぐ役割を担います。

	取組	内容
1	まちづくり啓発	<p><まちづくり講座の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する学習機会の提供 <p><まちづくり活動助成事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民主体のまちづくり活動に対する助成および支援 [部門] たまご部門、みどり・はばたき部門 <p><まちづくり情報誌の発行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり情報誌「こもれび」の取材、編集、発行 <p><ホームページ等による情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体によるイベント等の情報発信
2	まちづくり相談	<p><まちづくり相談・窓口対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの相談や後援等による活動支援 <p><まちづくり登録団体支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・打合せスペース、印刷機等の利用、備品の貸出 <p><まちづくり交流事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流、意見交換の場づくりやメールマガジンの発行 <p><ライブラリー運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する図書・資料の閲覧、貸出 <p><建築無料相談の後援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都建築士事務所協会練馬支部による「建築無料相談」の後援
3	まちづくり条例に基づく大規模建築物等に係る専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物等の計画に関する周辺住民と事業者の話し合いに対する専門家の派遣
4	まちづくり条例に基づく地区まちづくり協議会等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例に基づくまちづくり協議会等への活動支援および相談対応
5	地区まちづくり活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境を保全・創出し地域の価値を高める活動を行う団体組織化の準備
6	空家等地域貢献活用	<ul style="list-style-type: none"> ・空家の地域貢献活用の普及啓発 ・空家活用の相談対応とマッチング、専門家派遣等
7	防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくり推進地区住民への意識啓発と事業推進に向けた参加・協働の取組
8	調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する調査・研究 ・市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議への参加

③ その他事業

区の委託により、建築物等のバリアフリー協働推進事業に取り組むほか、みどりのまちづくりセンター運営や外部協力等に関わる取組を行います。

	取組	内容
1	建築物等のバリアフリー協働推進事業	・バリアフリー化推進に向けた研修会等の実施 ・区立施設等の新設、改修に伴う区民意見聴取、提案
2	みどりのまちづくりセンター運営協議会	・センター事業の効果的な運営について助言を得るための会議の開催
3	インターンシップ等	・大学生等の受け入れ ・視察対応等

2 自転車等の適正利用に関する事業

・自転車等の適正利用に関する事業〔定款第4条第1項第4号〕

公社は、練馬区自転車利用総合計画の実現に向けて、放置自転車対策業務と区立自転車駐車場（有料）およびねりまタウンサイクル（貸し自転車）の指定管理者業務を受託しています。平成17年度に、区の放置自転車対策事業の一部である自転車集積所の管理運営業務を受託し、平成18年度からはこの業務に加え、「放置自転車の撤去・移送業務」、「自転車の誘導・案内業務」、「自転車等の問い合わせ対応業務」、「区立自転車駐車場およびねりまタウンサイクルの指定管理者業務」を一括して受託することにより、自転車等の適正利用に関する事業の規模を拡大しました。

指定管理者業務については、平成18年度から平成29年度までの間、5期にわたって指定を受け、令和3年度は、新たに指定を受けた5か年の4年目となります。

指定管理業務の推進にあたっては、利用者第一の立場に立ち、施設の安全・安心および利用者サービスの向上を目指し、指定管理者として提案した企画の実現を着実に進めるとともに、自転車関連5事業（放置自転車撤去・移送、保管・返還、誘導・案内、問い合わせ対応、自転車駐車場運営）を連携させながら、効率的かつ効果的な管理運営を行います。

放置自転車のない住みよいまちづくりを進めるためには、駅周辺の地域住民が組織する町会・自治会、商店会等との協力が不可欠です。様々な地域課題の解決を目指すこれらの団体との協働の場として自転車対策地域協議会の設立やその活動を支援することを通じて、区内全域における自転車交通環境の向上、放置自転車対策など自転車等の適正利用の推進に一体的かつ総合的に取り組みます。

また、中期経営計画に基づき「地域との連携と柔軟な施設運営」、「サービスの拡充」、「駐車場経営のノウハウ活用」に取り組みます。

（1）放置自転車対策事業

区内の放置自転車は、区立や民間の時間制駐車場の整備、放置自転車撤去の強化や自転車駐車場への誘導員の適切な配置・誘導等により、午前・午後の時間帯ともに減少しています。

① 放置自転車の撤去・移送

区内の放置禁止区域に放置された自転車は、自転車の乗り入れ台数の多い駅を中心に撤去を重点的に行うほか、地域の理解を得て買物自転車対策等に取り組み、道路交通の良好な環境と歩行環境を維持します。

令和3年度は新たな撤去方法・作業体制を検討し、試験導入する地域の選定・検証を経て、次年度へ向け区に提案します。また、撤去業務とあわせて、各駅別の自転車等の乗り入れ台数について実態調査を実施します。

② 撤去した自転車の保管・返還

撤去した自転車は、区内に設置された4か所の自転車集積所において適切に保管するとともに、撤去手数料を徴収の上、所有者に返還します。集積所には社員を配置し、返還者に対して自転車の放置防止のための啓発を行うとともに、返還事務を円滑に進めます。

③ 自転車駐車場への誘導・案内

区内18の駅周辺に誘導員を配置し、自転車駐車場への誘導・案内や放置自転車への警告札の貼付により、放置自転車の発生を抑制します。令和元年度からは、これまで定点的に配置していた誘導員を巡回型に変更しています。午前に比べて放置自転車が多くなる午後に重点的に配置することで、より効果的な巡回コースの設定や人員配置を行うと同時に、駅ごとの自転車駐車場の利用率や放置台数等の状況を確認し、誘導員の配置についてさらに見直します。

④ 自転車等の問い合わせ

公社内に「自転車問い合わせセンター」を設置し、放置自転車の撤去の有無、放置禁止区域や即時撤去についての説明、集積所や返還手続きの案内、自転車駐車場の案内など、区民からの様々な問い合わせに適切に対応します。

⑤ 自転車対策地域協議会などへの活動支援

区内22の駅周辺における放置自転車台数は、平成20年度から約8割減少している一方で、駅によっては午後や土日の放置自転車が問題となっています。

こうした状況を解決するため、買物自転車対策として、商店会や警察等の関係団体と自転車適正利用のキャンペーン等を通じて、自転車駐車場の案内や自転車の放置禁止についての普及啓発活動を実施する候補となる地域を選定し、地域との合意形成を図ります。

また、駅ごとに町会・自治会、商店会等の地域住民で構成する「自転車対策地域協議会」を設立するために、設立準備段階となる組織を「連携団体」として支援します。対象地域の状況を確認し、町会・自治会、商店会等の声を聞きながら取組を進めます。公社は地域と協働し、それらの活動支援を行うことで自転車適正利用の推進に努めています。

自転車対策地域協議会が設立されている4地区（江古田駅・練馬駅・中村橋駅・石神井公園駅）においては、引き続き地域住民との協働を進め、放置自転車対策や自転車駐車場の利用促進、地域イベントへの参加・協力等により自転車利用マナーの向上を図り、駅周辺における放置自転車の削減に取り組みます。

(2) 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

指定管理者として管理する施設は、自転車駐車場 74 施設・収容台数 39,057 台（令和 3 年 4 月 1 日予定）、タウンサイクル 7 施設・供用台数 2,700 台です。利用者が安全かつ安心して利用できる施設環境をつくることによって、利用者満足度の向上を図り、より一層、効率性と公平性を確保した運営を行います。

また、災害時におけるタウンサイクルの利活用の推進や自転車利用による環境負荷の低減、健康増進効果の啓発を進めます。

<指定管理受託にあたって公社が提案した企画の実施>

① サービスの向上、顧客満足度の向上

照明のLED化を始め、電動空気入れ、防犯カメラの計画的設置ならびに定期利用・一時利用収容台数の需給調整、大型自転車置き場の新增設、飲料用自動販売機や宅配ボックスの増設など設備の充実した利用しやすい施設づくりを目指します。あわせて新型コロナウイルス対策としてホームページを活用した非接触型の手続きを充実させます。

また、便利な口座振替やコンビニ払いの利用促進をはじめ分かりやすい案内表示やWebによる時間利用置場「空き情報」の提供など「利用者目線」に立ったサービスの提供を行います。新たな利用者ニーズの把握のためにWebも活用した利用者アンケートを実施し、結果を施設改善や業務従事者の課題意識の向上に繋げます。

警察と連携し盗難防止キャンペーンなどソフト面からの安全・安心の取組を進めます。

② 放置自転車対策事業と連携した事業展開

既存施設の改修時に買物・飲食対策として、短時間利用（2時間無料）ができる施設の整備を進めています。短時間利用可能施設の新設と併せて誘導員による誘導・案内と連携し施設の利用促進を図ることにより、放置自転車のない「まち」の実現を目指します。

③ 計画的な修繕の実施

平成 29 年度からは、公社が老朽化した機器等の更新や計画的修繕を実施し、安全・安心な施設運営を行っています。令和 3 年度も引き続き、計画的な機器の更新や修繕を行います。

(3) 公社の自主事業

公社財源を活用した独自事業を行うことにより、区立自転車駐車場と一体で自転車の利用環境向上に向けた取組を行います。

① 公社立自転車駐車場

公社立自転車駐車場は、豊島園駅前、石神井公園駅東・同拡張、石神井公園駅西、氷川台駅さくら、練馬駅つつじ、石神井公園ポート池東（4/1 開設予定）の 6 施設・収容台数 2,432 台です。

豊島園駅前、石神井公園駅東・同拡張、石神井公園駅西、練馬駅つつじの各自転車駐車場は、通勤通学の利用者が多く、利用率も高くなっています。買物対策のために導入した「2時間無料」制も大変好評であり、放置自転車の減少に寄与しています。半数を大型自転車置き場として整備した氷川台駅さくら自転車駐車場も大型車を中心に、多くの方に利用されています。

令和3年度は、石神井公園エリアの改修に伴う無料代替置場であった石神井公園駅南口臨時自転車駐車を「石神井公園ボート池東自転車駐車場」として開設し、4月から有料化します。それに加えて、新たに大泉学園駅南口に50台程度の施設の設置を予定しています。

② 無料自転車駐車場

無料自転車駐車場は、大泉郵便局バス停、風致地区バス停、風致地区バス停第二、風致地区バス停第三、都民農園バス停の5施設・収容台数1,111台をバス停の近くに配置し、バス交通へのパークアンドライド用施設として多くの区民に利用されています。

3 資源循環の推進に関する事業

・資源循環の推進に関する事業〔定款第4条第1項第5号〕

公社は、循環型社会の形成に寄与することを目的に、平成22年4月から区内の家庭から排出される容器包装プラスチックの回収作業と粗大ごみの収集作業を区から受託しています。平成22年11月からは、練馬区資源循環センター（以下「センター」という。）の管理運営を受託しています。

令和3年度は、区民が粗大ごみ等を直接センターに持込みできる事業や粗大ごみの再使用事業、廃食用油の回収事業、区民・事業者等への普及啓発事業など幅広い事業を昨年度に引き続き行います。

また、中期経営計画に基づき「社員の資質の向上と自立した運営」に取り組めます。

なお、センター東側では区が不燃ごみ中継施設の建設を増築する形で進めており、完成後（令和4年1月予定）はセンターとの一体管理を予定しています。

（1）容器包装プラスチックの回収事業

区内の家庭などから排出される容器包装プラスチックを週6日（日曜日を除く）、資源・ごみ集積所から回収し、区が指定する中間処理施設へ搬入します。

（2）粗大ごみの収集事業

区民からの粗大ごみ受付センターへの申込みにより決定した収集日・排出場所で粗大ごみを収集し、区が指定する中間処理施設へ搬入します。

（3）センターの受託運営

区の資源循環推進の拠点であるセンターにおいて、以下の事業を行います。

① 粗大ごみ・資源の持込み事業

粗大ごみは、センターによる各戸収集のほか、区民がセンターに直接持ち込むことができます。また、センターは、古布・廃食用油等の回収拠点になっているとともに、小型家電、乾電池、紙パック、使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設置しています。

② 粗大ごみの再使用事業

粗大ごみの中から再使用が可能なものを、センターで簡易な修理や清掃を行い、区内4か所のリサイクルセンター（関町、春日町、豊玉、大泉）に提供します。

また、リサイクルセンターへ再使用家具を安定供給するための一時保管場所については、区と連携しながら確保に向け検討します。

③ 廃食用油の回収事業

区が拠点回収（44 か所）した廃食用油を、中身と容器に分別、保管し、区が指定する資源化事業者に引き渡します。

④ 金属類の資源化事業

粗大ごみから、鉄等の有用金属を分解・選別・保管し、区が指定する資源化事業者に引き渡します。

⑤ 不燃ごみ（蛍光管等）の資源化事業

令和2年4月から、区が不燃ごみ収集してきた蛍光管を、分別、保管等し、区が指定する資源化事業者に引き渡します。

なお、令和4年3月からは、新たにスプレー缶類が追加される予定です。

⑥ 小型家電製品の資源化事業

区内16か所に設置している小型家電製品の回収ボックスから、回収した携帯電話を含む小型家電製品を品目毎（13品目）に選別し、区が指定する資源化事業者に引き渡します。

⑦ ふとんの資源化事業

粗大ごみの中から「ふとん」を選別し、区が指定する資源化事業者に引き渡します。

⑧ 資源循環の推進に関する相談および普及・啓発

センターに設置してある「見て学べる展示スペース」や太陽光発電等の環境配慮設備等を活用して、資源循環の推進に係る普及・啓発事業を実施します。

ア 相談コーナーの運営

清掃・リサイクルに関する相談を受けるとともに、資源循環に関する書籍等を収集し、区民に情報提供します。

イ 施設見学会の開催

センターは、区の循環型社会の形成を目指した施設と位置付けられていることから、区民、町会・自治会、小・中学生、保育園児などの施設見学を受け入れます。

ウ 講習会の実施

ものを大切にし、ごみ減量への意識付けの契機となるような講習会を行います。

⑨ 集団回収支援事業

集団回収は、町会・自治会などの団体が、自主的に資源を回収するリサイクル活動で、センターは活動団体を拡大するためのPRや団体と回収事業者間の調整、集団回収に必要な用具類の提供および回収実績の取りまとめ業務等を行います。

また、区から回収量に応じた報奨金が半年ごとに資源回収活動団体に支給されるため、そのお知らせを発送します。

⑩ 生ごみ資源化支援事業

生ごみコンポスト化容器のあっせん受付を行います。

⑪ 大型生活用品情報掲示板事業

区民から申し込みのあった「譲ります」「譲ってください」の情報を一覧にした資料を作成し、区内16か所の情報掲示板に掲示します。

⑫ 資源循環の推進に係る民間事業者等の支援・育成事業

集団回収を実施する予定の団体には、団体の希望がある場合に回収予定事業者と一緒に、集団回収の説明を行います。また、回収事業者には集団回収できる品目（古紙、古布、缶など）を積極的に回収するよう協力要請を行います。

（４）区民・事業者との協働の推進

循環型社会づくりを推進していくためには、区民や事業者との協働体制の構築が必要です。公社は、公益財団法人としての性格を活かし、区と連携して、協働体制づくりに努めます。

4 可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

・可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業〔定款第4条第1項第6号〕

公社は、公衆衛生の向上や環境保全を図るため、平成27年度から可燃ごみ・不燃ごみの収集業務の一部を区から受託しています。令和3年4月から石神井分室の収集地域が拡大されることを受け、石神井分室を課組織（石神井事業所）へ改組します。

また、中期経営計画に基づき、可燃ごみ収集事業の新たな展開に対応します。

（１）可燃ごみの収集事業

区内の家庭などから排出される可燃ごみを週6日（日曜日を除く）、資源・ごみ集積所から収集して区が指定する清掃工場に搬入します。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行います。

月曜日から水曜日の収集作業は、1台あたり1日6回行い、木曜日から土曜日は、1台あたり1日5回、区西部地域は1台あたり1日4回行います。

（２）不燃ごみの収集事業

区内の家庭などから排出される不燃ごみを週3日（木曜～土曜日）、資源・ごみ集積所から収集し、区が指定する中間処理施設に搬入します。公社は、区の作業計画に基づき、収集計画の作成および収集作業を行います。

収集作業は、木曜日から土曜日に行い、区東部地域は1台あたり1日1回、区西部地域は1台あたり1日2回行います。

（３）収集拠点の運営

可燃ごみ・不燃ごみの収集拠点として、区東部地域は桜台事業所を、区西部地域は石神井事業所（石神井清掃事務所4階）を利用し、その機能維持に努めるとともに、事業拡大などの新たな展開に対応できるように、区と連携を図りながら3拠点（センター・石神井・桜台）の業務分担の再編に取り組みます。

5 地球温暖化の防止対策に関する事業

・地球温暖化の防止対策に関する事業〔定款第4条第1項第7号〕

区における地球温暖化対策を区民・事業者・区の連携協力により推進するための組織として、平成22年5月25日に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立されました。

公社は、協議会の構成会員になると同時に、区から協議会の事務局運営業務を受託しました。

現在、協議会は、区民団体、事業者団体、学識経験者、関係機関および区の29会員で構成されており、区民・事業者と連携して日常生活に起因する温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

令和3年度は、練馬区環境基本計画2020・中期経営計画に基づき、「子育て・働き盛り世代への啓発の強化」、「地域活動を担う人材への支援」などに取り組み、地球温暖化の防止に向けた普及・啓発、区民、事業者の自主的な活動の支援を進めます。

また、新型コロナウイルス対策の観点から、ねりまエコスタイルフェア、区民向け講演会（環境月間・省エネルギー月間）、青少年向け講演会（地球温暖化防止月間）、環境野外講座については、従来の方法での実施を見送り、Webを活用した情報発信など、代替・補完措置を検討・実施します。

（1）環境イベントなどの開催、出展

① スタート！エコライフの充実

6月の環境月間に合わせ区役所アトリウムで、家庭から始める楽しいエコライフなどについて紹介するイベントを開催します。無人での展示とし、新型コロナウイルス対策を講じたうえで、出展者数の増を図ります。

（2）青少年向け啓発事業

① こどもエコ・コンクールの充実

地球環境に関する絵の作品を募集し、最優秀作品を活用した啓発グッズを作り配布します。また、従来からの100選展を実施するほか、展示の機会を増やします。

（3）地球温暖化対策の調査・区民支援事業

① ねり☆エコホームページ内特設ページの充実

子育て・働き盛り世代への啓発強化の一環として、子どもと保護者向けのコンテンツを増設します。

・子どもと保護者向け解説記事「ねりまのエコ暮らし帳」

居住空間に合わせた家庭での省エネのコツや地域のエコな取組を紹介します。令和2年度に紹介した項目に加え、新しい項目を増やします。

・子どもと保護者向け「e-ラーニング」

クイズ・ゲーム形式による子ども達や親の世代への身近な地球温暖化対策の学習機会を提供します。既存コースの更新に加え、新しいコースを設置します。

・省エネ啓発動画「たのしく学ぼう！地球温暖化」

子ども達や親の世代へ伝えたい地球温暖化対策の3分程度のメッセージ動画です。令和2年度に制作した小学校低学年向けの動画に加え、新しい動画を制作します。

② 地域活動を担う人材への支援の充実

「つながるカレッジ」卒業生などが、ねり☆エコの各種事業の企画に参画できる機会を拡大します。また、地域活動団体の情報提供などを行います。

(4) 広報業務

① ホームページの充実

事業を周知するとともに、省エネや温室効果ガス削減方法、地球温暖化対策に関する世界や日本の最新データや動向をわかりやすく解説するなど、ホームページによる情報発信を強化します。

② メールマガジン、ダイレクトメール、ツイッターによる情報発信

メールマガジン、ダイレクトメール、ツイッターにより、ねり☆エコの事業や地球温暖化対策に関する情報を発信します。

(5) 会員事務

① 会員に関する事務

② 総会、役員会、事業部会などの会議に関する事務

③ 庶務に関する事務